

令和 5 年 第 8 回 臨 時 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令和 5 年 11 月 22 日 (水曜日)			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	11月22日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	11月22日 10時55分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 (応 招 議 員)	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
	5	虻 江 修 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	並 里 晴 男 議員	11	内 間 広 樹 議員
欠 席 議 員				
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 山 城 直 也 君 主 査 金 城 成 君			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	名 城 政 英 君	副 村 長	内 間 常 喜 君
	教 育 長	玉 城 洋 之 君	総 務 課 長	西 江 忍 君
	福 祉 課 長	島 袋 裕 次 君	会 計 管 理 者	玉 城 睦 美 君
	企 画 課 長	島 袋 英 樹 君	農 林 水 産 課 長	浦 崎 悟 君
	建 設 課 長	知 念 利 次 君	商 工 観 光 課 長	金 城 幸 人 君
	教 育 行 政 課 長	新 城 米 広 君	医 療 保 健 課 長	万 寿 祥 久 君
	公 営 企 業 課 長	玉 城 正 朝 君	住 民 課 長 補 佐	富 山 維 佐 子 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	知 念 浩 司 君	総 務 課 長 補 佐	古 堅 裕 喜 君
議 事 日 程 及 び 会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和5年第8回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

令和5年11月22日（水）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名（10番名嘉 實議員・11番内間広樹議員）
第2		会期の決定
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5	議案第62号	伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第6	議案第63号	伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第7	議案第64号	令和5年度伊江村一般会計補正予算（第5号）
第8	議案第65号	令和5年度伊江村水道事業会計補正予算（第2号）

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和5年第8回伊江村議会臨時会を開会いたします。 (開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって10番 名嘉 實議員、11番 内間広樹議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

私の主な出張等について、報告します。

9月27日、市町村総合事務組合運営委員会が自治会館で開催され、出席しました。

同日、沖縄県肉用牛経営危機突破生産者大会が南部家畜市場で開催され出席しました。

9月28日、ハーバービューホテルにて内閣府特命大臣（自見はなこ大臣）との懇談会に出席しました。

9月29日、北部広域市町村圏事務組合議会第62回定例会へ出席しました。

10月17日から18日にかけて全国町村議会議長会「都道府県会長会」が東京都で開催され出席しました。

10月19日、那覇市自治会館にて米ハワイ・マウイ島山火事災害救済義援金贈呈式へ出席し、町村議会議員351人、事務局職員69人から寄せられた100万円の義援金を沖縄ハワイ協会、大城会長へ贈呈しました。

10月29日、東村村政施行100周年式典祝賀会へ、副議長が出席しました。

10月30日、那覇市JA会館にて沖縄県さとうきび対策本部委員会が開催され出席しました。

11月2日、北部広域市町村圏事務組合と公立大学法人名桜大学との講演会及び懇談会へ出席しました。

11月7日、町村議会議長会理事会・総会へ出席し、8日読谷村にて町村議会議員・事務局職員研修会へ議員とともに出席しました。

同日、沖縄県商工会連合会設立50周年記念祝賀会がハーバービューホテルで開催され出席しました。

11月13日、東京都にて第39回沖縄振興審議会が開催され出席しました。

11月15日、沖縄県の国民健康保険事業に対する財政支援について、沖縄県、県市長会、県町村会、県市議会議長会とともに、厚生労働大臣・内閣府特命担当大臣への要請活動を行いました。

11月20日、名護市にて北部市町村議会議長会第3回理事会・定例総会へ出席しました。

11月21日、北部広域市町村圏事務組合議会第63回臨時会へ出席しました。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

令和5年第8回伊江村議会臨時会を招集しましたところ、全議員の御出席を賜り感謝申し上げます。それでは行政報告を行います。

1点目に、F35Bステルス戦闘機、夜間飛行訓練の自粛要請について。10月16日から23日にかけて、F35Bステルス戦闘機による訓練が6日間、実施されました。16日には、これまでの1日の離着陸回数85回を大幅に超える127回を記録し、翌17日には夜間の飛行訓練として最も遅い午後10時59分まで続く訓練となりました。村といたしまして、真謝区、西崎区住民への精神的負担は計り知れず、生活に影響が出かねないことか

ら、10月18日に内間広樹副議長と沖縄防衛局に伊藤晋哉局長を訪ね、F35Bステルス戦闘機の夜間8時以降の飛行訓練自粛を米軍に強く申し入れるよう口頭で要請を行いました。また、真謝、西崎区の住民の村独自による防音工事に對し、国による財政面での支援について配慮いただくよう申し入れも併せて行っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

それでは申し上げます。2点目、旧日本軍「前田部隊壕」の試掘調査について。10月31日から11月2日までの3日間、厚生労働省、沖縄県保護・援護課及び沖縄県平和祈念財団分室戦没者遺骨収集センターから職員が派遣され、東江上ミナト地域で試掘調査を実施いたしました。踏査や重機を用いた試掘調査を行い、当初計画よりも範囲を拡大し調査しましたが、残念ながら壕の発見には至りませんでした。御協力いただきました関係者皆様に心から感謝申し上げますとともに、村といたしましても引き続き聞き取り調査、情報収集を行い、国、沖縄県等と協議、調整を進めていきたいと考えております。

3点目、令和5年度「第49回沖縄県畜産共進会」の結果について。11月7日（火）に、糸満市南部家畜市場において、令和5年度、第49回沖縄県畜産共進会が開催され、北部地区代表出品牛として、本村から3部門、計8頭を出品し、うち4頭が入賞となる成績を収めました。今回、本村から初出品しました「高等登録群」部門において、西崎区の崎浜広一氏の出品牛が優秀賞3席を受賞し、若雌1類及び2類部門では、東江前区の内田紀央氏所有の2頭がそれぞれ優秀4席に輝いております。市町村対抗による団体の部では、令和元年度以来の優勝を期待しましたが、惜しくも入賞点数の僅差により、糸満市が総合優勝を収める結果となりました。県共進会に向けて、徹底した飼養管理と家畜改良に専念された畜主及び関係者の皆さまに感謝申し上げますとともに、今後とも生産者をはじめ、JAおきなわ、和牛改良組合、畜産青年部会などと連携し、一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

4点目、令和5年度「防風林の日」関連行事「植樹大会」の開催についてです。11月16日に令和5年度「防風林の日」関連行事植樹大会が開催されました。村議会をはじめ、多くの関係者の皆様に御参加をいただき、心から感謝申し上げます。今回は、リリーフィールド公園の大型バス駐車場東側にユウナ（オオハマボウ）、テリハボク、など4種類、400本の苗木を植栽いたしました。今後も緑化推進及び植栽事業の推進を図ってまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

5点目、福祉チャリティーゴルフ大会の開催について。第29回福祉チャリティーゴルフ大会を11月12日から19日までの7日間にわたり開催し、期間中に村内外から、延べ284名がプレーしました。大会の収益金の中から100万円を伊江村社会福祉協議会へ寄附することができました。個人・団体を含む、御協力いただいた多くの皆さまに御礼と感謝を申し上げます。

6点目、伊江村郷友会の運動会開催について。伊江村郷友会（山城守松会長）の親睦大運動会が、南風原町の南風原小学校で11月19日に開催されました。4年ぶりの開催となった運動会には、子どもから壮年まで多くの村出身者らが集い、短距離走、リレー競技綱引きなど、熱戦を展開するとともに交流を深めました。伊江島からも議員はじめ、各区長、有志の皆さんが激励に駆け付けとても盛況なものとなりました。感謝と御礼を申し上げます。

7点目、児童生徒等の活躍状況について。児童生徒の活躍状況については、お手元に配付してあります別紙資料のとおりでございます。また、11月25日から、宮古島などで行われる第75回沖縄県民体育大会に国頭郡を代表して陸上競技で15名の選手が出場予定です。その他、ソフトボール、ラグビー、相撲、柔道への出場選手もおりますので、後ほどお目通しいただき激励方をよろしく願い申し上げます。

8点目、建設事業の執行状況報告について。令和5年9月12日、定例会以降の建設事業の執行状況は、配付した資料のとおり、工事5件、委託業務6件、備品購入1件、合計12件を執行しておりますので、御報告をいたします。

9点目、村長の県外出張について御報告をいたします。10月2日から10月4日の間、県町村会主催による視察研修が石川県で行われ出席いたしました。

10月9日から13日、全国土地改良大会が福井県で開催され、県土地改良連合会の役員として出席いたしました。

10月17日から19日の間、全国漁港・漁場大会が東京都で開催され、副村長を出席させました。

11月13日から17日までの間、全国町村長大会が東京都で開催され出席しました。16日には、北部地区市町村長で自見沖繩担当大臣へ、北部振興事業の予算確保について要請を行ってまいりました。

以上で行政報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第5. 議案第62号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第62号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由並びに改正内容について、御説明いたします。

提案理由といたしましては、国の人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告に基づき、本条例の一部を改正する必要がある。というのが本条例案を提出する理由でございます。

沖縄県人事委員会の給与勧告の基本的な考えとしましては、地方公務員法の規定に基づき、職員給与及び民間給与の実態調査の結果、並びに国及び他の都道府県の給与の状況を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適用するよう職員の給与について、報告及び勧告を実施しております。

なお、今回の給与改定の主な内容といたしましては、初任給をはじめ、若年層に重点を置いた給料表の引き上げ、及び期末、勤勉手当の支給率の改正となっております。また詳細につきましては、総務課長から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。お手元にお配りしました資料の令和5年度伊江村の給与体系のイメージ図と新旧対照表を用いて御説明いたしますので準備の方をよろしくお願いいたします。

はじめに、令和5年度伊江村の給与改定イメージ図を御覧ください。イメージ図で、主な改正内容について、御説明させていただきます。上段枠の国・県の勧告のポイントを記載してございますが、沖縄県人事委員会が沖縄県に10月13日に勧告した職員の給与に関する報告及び勧告で、民間給与との比較調査をした結果、職員給与が民間給与を下回っていることから1点目、月例給につきましては、公民格差、一人当たり平均3,340円(0.96%)を解消するため引上げることとしてございます。初任給及び若年層の水準を引き上げる改正内容となっております。

2点目、期末勤勉手当、いわゆるボーナスにつきましては、職員の支給月数が民間の支給割合を下回った

ことから、民間の支給割合に見合うよう年間の支給月数を0.10月分引き上げて、年間の支給月数を4.50月分とし、引上げ分は勤勉手当に配分する改正内容となっております。

下段の点線の枠になりますけれども、令和5年度給与改定に伴う遡及の状況表がございますが、令和5年4月1日から遡及対象職員総数が、行政職で106人、医療職で21人、海事職で19人、計146人でございます。

勧告のポイント、1点目で申し上げたとおり、初任給をはじめ、若年層に重点を置き、そこから改定率を軽減させる形で引き上げる改正でございます。改正に伴い6月、12月の期末勤勉手当、遡及対象職員数は、全ての職員が遡及対象でございます。

それでは条例の改正内容について、御説明させていただきます。議案第62号の条例の改正の説明につきましては、新旧対照表で御説明させていただきます。新旧対照表の1ページ、改め文、第1条、第21条第2項中「100分の97.5を」「6月に支給する場合においては、100分の97.5、12月に支給する場合においては、100分の107.5をそれぞれに」に改める改正を行っております。

別表第1、第4条関係及び別表第2を別紙のように改める改正を行っております。別表第1、行政職の給料表、別表第2、医療職の給料表の改正を行うものでございます。別表第1の行政職の給料表は、1ページから7ページまで。別表第2の医療職給料表は8ページから20ページまでとなっております。下線のアンダーラインの部分が給与月額の変更に伴う改定になるということでございます。例を挙げますと、行政職給料表の右側、改正前です。1級1号「15万100円」が、改正後の1級1号が「16万2,100円」に改正されます。

次に、新旧対照表の21ページをお願いいたします。一番最後のページでございます。改め文、第2条におきまして、第21条第2項中、「6月に支給する場合においては、100分の97.5、12月に支給する場合においては、100分の107.5をそれぞれに」を「100分の102.5を」に改める改正を行っております。この第2条の改正は、年間の勤勉手当100分の205を6月期、12月期を均等に配分する改正でございます。

附則といたしまして、施行期日について規定しており、この条例は公布の日から施行し、ただし第2条の規定は、令和6年4月1日から施行すると定めております。

第2項で、給与条例の規定は、令和5年4月1日から遡及適用を規定し、第3項では給与の内払について規定しており、改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の伊江村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすこととしております。改正前に支給された給与は、改正後の給与の、改正後の規定の内払とみなし、改正後は遡及し差額を支給する規定でございます。

第4項では、規則への委任を規定してございます。なお、本条例の改正に伴い、給与改正につきましては、事前に職員労働組合役員に説明を行い了承を得ての提案でございます。以上で、議案第62号、伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第62号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第62号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第62号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第63号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第63号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

国、県の人事院勧告等に基づき伊江村職員の給料表の改正に準じ、本条例の適用を受ける会計年度任用職員の給与及び費用弁償についても同様に引き上げる必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

議案第63号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の改正内容について、御説明いたします。同じく新旧対照表を用いて御説明いたしますので、御準備の方をよろしくお願いいたします。

伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するとし、別表の事務職に従事する者の項、上限月額欄中「18万5,200円」を「18万7,300円」に改め、同表資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者の項、上限月額欄中「21万6,000円」を「22万4,100円」に改め、同表医療業務に従事する者の項、上限月額欄中「24万4,100円」を「25万2,100円」に改め、同表教育業務に従事する者の項、上限月額欄中「21万6,000円」を「22万4,100円」に改め、同表単純な労務又は作業に関する者の項、上限月額欄中「16万9,800円」を「18万1,800円」に改める。としております。

附則におきまして、施行期日を定めてございます。この条例は、令和5年4月1日から適用するとし、職員同様、遡及適用いたします。

なお、伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、第3条中の別表に定められている上限月額は、議決いただきました議案第62号で改正した職員の給料表に準じて、会計年度任用職員も改正する内容でございます。

以上で、議案第63号、伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第63号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第63号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第63号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻10時29分)

再開します。

(再開時刻10時30分)

日程第7 議案第64号 令和5年度伊江村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

議案第64号 令和5年度伊江村一般会計補正予算(第5号)についての提案理由を申し上げます。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ68億9,462万2,000円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお、詳細にわたっては、担当課長から説明させますので、御審議方よろしく願います。

○ 議長 渡久地政雄君

総務課長 西江忍君。

○ 総務課長 西江忍君

それでは本補正予算につきましては、歳出のみの補正でございますので、よろしく願います。事項別明細書、歳出1ページをお願いいたします。2款1項4目財産管理費423万円の減額は、24節細節101.財政調整基金積立金で、本補正予算の財源調整額として措置するものでございます。

○ 議長 渡久地政雄君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島袋裕次君

歳出2ページをお願いします。3款1項1目戦跡保存費、21節補償補填及び賠償金は、旧日本軍「前田部隊壕」の試掘調査時に、個人所有地の掘り取り調査を実施しました。その補償費として1万円の予算計上でございます。

続きまして、3ページ、2項3目保育所費、10節、細節106.東修繕料につきましては、0歳児室のエアコン修繕に伴う22万円の予算計上でございます。

○ 議長 渡久地政雄君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

歳出4ページをお願いします。10款1項2目事務局費400万円の増額計上です。今年度は伊江中教員宿舎、第1、第3、第4及び伊江小校長住宅の解体工事を実施することになっておりますが、本工事は、国の財産処分の手続を行う中で、伊江小校長住宅の解体工事の許可が工事発注までに下りていなかったことから、伊江中旧教員宿舎の解体工事を先に進め、解体許可が下りた時点で追加工事として事業執行することで、国の了承を得て進めております。工事費に不足が生じたのは、伊江中教員宿舎の天井や窓枠のシーリングにアス

ベストが使用されており、その解体費用が当初予算では積算しておりませんでした。そこで、伊江小校長住宅分の解体工事費を充てて、解体工事を行っております。アスベストの撤去として安全な解体工事をするため、新たな足場の設置や飛散防止のためのビニールでの養生及びシーリングの撤去処理を行ったことから、工事費用が増額となりました。このたび伊江小校長住宅の解体許可が下りましたので、追加発注をするため不足分の400万円を計上しております。なお、校長住宅にはアスベストは使用されていないことを確認しております。

以上で、議案第64号 令和5年度伊江村一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳出一括して質疑を許します。9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

質疑というより、補正減とそして説明を再度お願いしたいと思います。2ページの細節101. の補償補填及び賠償金について、今一度御説明お願いしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

補償補填及び賠償金の1万円につきましては、地権者、地主の方と事前申し合わせをしております、この試掘調査後に現況復旧することでの調整をしております。しかし今後の作物植え付け等を考慮しまして、堆肥散布をしまして補償したいということで調整を進めております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

あれだけの試掘ですか。安いような気がしますけれども、この11月3日の新聞報道を見てから、私はある戦争遺跡といいたいでしょうか。そういう遺骨に詳しい大先輩の2人の方に呼ばれました。そしてこのことについて、もっと詳しくやるべきじゃないかと。そして村内の方だけを対象にするのではなくて、村外にもひょっとしたら、あの当時のことを知る得る方がいっぱいいますよということで、提言がありました。そこで提言したいのは、今一度、新聞に書いてありますけれども、「これからも検討する」と村長は言っていますけれども、真剣に村内だけじゃなくて、村外にもそういうここに詳しい方、興味のある方がいますので、もう一度その辺を調査してはいかがでしょうか。そしてこの先輩方が言うには、やはりこの恐らく106人が1か所の壕といいたいでしょうか。に隠れていたのではないかということ、はっきり言っていました。恐らく分散したでしょう。だから1か所だけを試掘しては絶対出ないという自信をもって言っている方がおりましたので、ぜひ担当課と村全体で検討してみて、村外にもそういう詳しい方がいるということ、頭に入れておいていただき。そしてもう一つ、国にも県にも調査依頼といいたいでしょうか。もっと確固たる証言が出てくると思いますので、今一度頑張ってくださいませんか。そしてこの先輩たちがいる間に、この先輩たちもやがては上に逝きますので、いる間にぜひ検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

今回の調査では残念ながら壕口を確定することはできませんでしたが、ここにはなかったということも確かな証拠としては、確認できたのはよかったのかと思っております。

亀里議員からもございました村内及び村外の方々ということもありまして、まずは12月号の広報誌に、試掘調査の結果といたしますか、報告を掲載しまして、また新たな証言がないかということも含めまして周知をしていきたいと考えております。また実際、この試掘調査をされている際にも、東江上のある方が「この辺にもあったよ」ということで現地まで行きました。その辺も含めましてしっかりと調査をしていきたいと。先日、沖縄県保護・援護課にも直接出向いてお礼しております。その際にも県を通して、国のほうへ厚労省のほうへ「ぜひ要請をお願いします」という申し入れもしております。村内外の方へしっかりと調査、聞き取りをしまして対応できればと考えております。よろしくをお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

わかりました。ぜひ粘り強く頑張ってくださいと思います。それから村長のどこかの新聞でのコメントだったか。それとも挨拶だったか。こう言っていました。「この遺骨を見つけ出さなければ、伊江島の戦後は終わらない」という名言されておりましたので、ぜひ村長を先頭に、その件についてはぜひ粘り強く頑張ってくださいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議員がおっしゃるとおり、名城村長が要請をする段階での取材の中で、「この遺骨収集ができなければ、戦後は終わらない」というような発言をされていたのは確かでございます。また今回の調査では、厚生労働省からの職員、そして県から様々な方が来られて、当初の予定よりも拡大して試掘調査をしたことから、国のほうも積極的にとにかくやっていきたいという職員の志しといたしますか。気持ちも伝わってきましたし、今後も村長の名で要請等もこれからは粘り強くやっていく必要があるだろうというふうに思います。また、来られた方々からも、確かに一つの壕から100何人ということではなくて、恐らく出撃したりとか、様々な壕にまた潜んでいたり、戦っておられた方々もいらっしゃるんだろうなというお話がありましたので、一つの壕だけにそういった人数の方々がいるということも、なかなか考えにくいだろうという意見も伺っております。様々なこの新聞報道もありますし、広報誌にも今載せるというお話を課長のほうからしておりますが、とにかくアンテナを高くしながら、様々な方々の意見を聞く上で、どういったところにこういった壕の入り口が見つけられることができるのか。情報収集に努めていければというふうに考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

歳出4ページ、細節536. 教員宿舎解体工事、先ほどの説明では伊江小学校の校長住宅の解体工事の発注という話でしたが、その発注時期と、その解体終了後の敷地の利用計画など、どういった利用を計画されているのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

まず発注時期なんですが、この議会の議決を得たらすぐに進めていきたいと思っはいるんですけども、まず国のほうから11月6日付で、許可がおりております。そこから積算を積んでやっておりますので、12月

には発注ができるかというふうを考えております。追加ということで、またこちらのほうで許可が下りた後に、追加発注の調整を国としていきますので、この追加というので12月頃になろうかと思っております。その解体工事、約3か月間見ておりますので、年度内には全て解体が終わるかと思っております。その解体後、当面は駐車場として使っていけたらと思っております。またその後、何かそこを有効活用できる案とかがありましたら、進めていけたらと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

同じく歳出4ページの教員宿舎解体工事につきまして、先ほど課長の説明でアスベストが出たと。これシーリングとしてアスベストが出たということで説明がありましたが、アスベストには飛散するアスベストとかあると思います。これ以前に公共工事、公共施設の建物にはアスベストの調査が入って、村内にはもうないというようなことを報告したと思うんですが、今回のシーリングの中のアスベストということであるのかと思いますが、このシーリングの内容、どこにあったのかということ。

これ積算、設計の中ではそれは見つけきれなかったのか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

まずこのアスベストなんですけれども、確かに平成25年か26年頃ですか。この教員宿舎も含めて、学校も含めて、アスベストがあるかないかという調査があったことを記憶しておりますが、そのときには壁とか、その辺があるかどうかということできっかりと調べてはおります。ですが今回、解体するにあたって、この窓枠のシーリングというまではちょっと、気づかなかったところなんです。この窓枠のシーリングにアスベストが見つかって、それを設計の段階でどうするかということで、そこまで浮遊はしていないだろうということで、当初予算の中では計上してなかったという部分があります。ですが実際、工事をする段階で飛散するということがはっきりわかりまして、それを防ぐために足場を構築して、そこにまたビニールで周りを全部、飛散しないように養生のビニールテープを張りまして、しっかりと除去をしてから解体を行うということで安全、安心が第一ですので、そういうことで工事も行ったというところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

教員宿舎の窓枠については、シーリングがあって、そのシーリングの中にアスベストが混入していると。これは飛散するようなアスベストではないという観点かと思うんですけれども、今後も教員宿舎を解体するにあたってはこの窓枠とかあるわけですので、こういったところも今後は設計の中で取り含んでいくのかと思います。それでこのアスベストの環境調査というか、今後は設計の前にこう環境調査をするのか。あるいは今回のこのシーリングの結果を見て、そういう環境調査をするところといたしますか。そこは大体、みんな同じ調査する業者は、そこはみんな同じところなのか。そういったところで、今後の設計についてどういう見解を持つか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

この解体工事は、3年に分けて行うということで次年度は、伊江小の旧教員宿舎、その次の年は西小の教

員宿舎と校長住宅ということで計画をされております。その中で、このアスベストがあるかどうかということで今回、実際窓枠にあったということがわかっておりまして、積算の中では大丈夫だろうということで入っていない部分がありました。ですが今回、もう工事でしっかりやらないといけないということがわかりましたので、この次年度以降も教員宿舎には同じように施工されておりますので、シーリングにあるということで確認とれております。ですのでそこをしっかりと新年度からは、当初予算に積算を含めまして計上していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第64号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第64号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第64号 令和5年度伊江村一般会計補正予算（第5号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第64号 令和5年度伊江村一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第65号 令和5年度伊江村水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第65号 令和5年度伊江村水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

第2条、予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,390万9,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,951万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいと思います。

資本的収入の31款に4,149万6,000円を補正し、2億9,838万1,000円に定めたいと思います。なお、2項の補助金についても4,149万6,000円を補正し、2億4,837万6,000円に定めてたいと思います。資本的支出41款に6,710万円を補正し、4億1,789万4,000円に定めたいと思います。1項の建設改良費に6,710万円を補正し、4億760万6,000円に定めたいと思います。

なお、詳細にわたっては、実施計画明細書をもって公営企業課長から説明させますので、御審議方よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 玉城正朝君。

○ 公営企業課長 玉 城 正 朝 君

3ページの実施計画明細書をお願いします。資本的収入、31款2項1目1節の国庫補助金は4,149万6,000円の増額を計上してございます。資本的支出41款1項1目35節工事請負費は6,710万円の増額計上でございます。収入支出ともに、防衛省の民生安定事業の割当て内示に伴う城山浄水場の浄水施設整備事業に係る増額分の計上となっております。負担割合は、国3分の2、村3分の1となっております。

以上で、令和5年度伊江村水道事業会計補正予算（第2号）の説明といたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。資本的収入及び支出、一括して質疑を許します。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第65号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第65号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第65号 令和5年度伊江村水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第65号 令和5年度伊江村水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。

会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第8回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻10時55分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員 (10番) 名 嘉 實

署名議員 (11番) 内 間 広 樹